



新潟県



発行 新潟県

号外 1

平成30年 7 月25日

毎週火 (祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 40 新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (産業立地課)

規 則

新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月25日

新潟県知事 花 角 英 世

**新潟県規則第40号**

新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

**第1条** 新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則（平成27年新潟県規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下この条において「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下この条において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式（以下この条において「移動別記様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式（以下この条において「移動後別記様式」という。）が存在する場合には当該移動別記様式を当該移動後別記様式とし、移動別記様式に対応する移動後別記様式が存在しない場合には当該移動別記様式を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示、追加条等並びに別記様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示、削除条等及び別記様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第1条</b> (略)</p> <p style="text-align: center;">(不均一課税の基準)</p> <p><b>第1条の2</b> <u>条例第1条の2及び第2条第1号の県外から移転して整備するものとして規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める部門のうち特定業務施設の整備により移転を行ったものが地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第17条の2第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定（同条第4項の規定による変更の認定があったときは、その変更の認定）の申請の時に</u> <u>において所在している事業所が、県外に所在するものであることとする。</u></p> <p>(1) <u>拡充型事業により整備する特定業務施設が地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号。以下「府令」という。）第8条第1号に該当する場合</u> <u>府令第8条第1号イからホまでに掲げる部門のうち当該特定業務施設で行う業務に係るもの</u></p> <p>(2) <u>拡充型事業により整備する特定業務施設が府令第8条第2号に該当する場合</u> <u>研究開発を行う部門</u></p> <p>(3) <u>拡充型事業により整備する特定業務施設が府令第8条第3号に該当する場合</u> <u>人材育成を行う部門</u></p> <p><b>2</b> <u>条例第1条の2及び第2条第1号の規則で定め</u></p>	<p><b>第1条</b> (略)</p>

る要件は、次のとおりとする。

- (1) 平成27年11月27日から平成32年 3 月 31 日まで  
の間に、法第17条の 2 第 3 項の規定に基づき、  
同条第 1 項に規定する地方活力向上地域等特定  
業務施設整備計画の認定を受けていること。
- (2) 前号の認定を受けた日から同日の翌日以後 2  
年を経過する日まで（同日までに法第17条の 2  
第 6 項の規定により当該認定を取り消されたと  
きは、その取り消された日の前日まで）の間に、  
条例第 1 条の 2 に規定する特別償却設備を新設  
し、又は増設していること。

(特別償却設備に係る所得金額等の計算方法)

**第 2 条** 条例第 1 条の 3 第 1 号及び第 2 条第 1 号の  
規則で定めるところにより計算した額は、地域再  
生法第17条の 6 の地方公共団体等を定める省令  
(平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。)  
第 3 条の規定の例により計算した額とする。

(課税免除又は不均一課税の措置の申告又は申  
請)

**第 3 条** 条例第 1 条の 2 の規定により法人の県民税  
の不均一の課税の措置を受けようとする法人、条  
例第 1 条の 3 の規定により事業税、不動産取得税  
若しくは固定資産税の課税の免除の措置を受けよ  
うとする者又は条例第 2 条の規定により事業税、  
不動産取得税若しくは固定資産税の不均一の課税  
の措置を受けようとする者は、次の表の左欄に掲  
げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日ま  
でに、それぞれ同表の右欄に掲げる申告書又は申  
請書を、所管する地域振興局長に提出しなければ  
ならない。

法人 県民 税	不均一の課税の措 置を受けようとする 事業年度又は連 結事業年度の申告 書の提出期限	法人県民税不均一課 税及び法人事業税課 税免除(不均一課税) 申告書(中間、確定、 修正)(別記第 1 号様 式)
法人 事業 税	課税の免除又は不 均一の課税の措置 を受けようとする 事業年度の申告書 の提出期限	法人県民税不均一課 税及び法人事業税課 税免除(不均一課税) 申告書(予定)(別記 第 2 号様式)
個人 事業 税	課税の免除又は不 均一の課税の措置 を受けようとする 年度の前年度の 3 月 15 日	個人事業税課税免除 (不均一課税)申請 書(別記第 3 号様式)

(特別償却設備に係る所得金額等の計算方法)

**第 2 条** 条例第 2 条第 1 号の規則で定めるところに  
より計算した額は、地域再生法第17条の 6 の地方  
公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73  
号。以下「省令」という。）第 3 条の規定の例によ  
り計算した額とする。

(不均一の課税の措置の申請又は申告)

**第 3 条** 条例第 2 条の規定により県税の不均一の課  
税の措置を受けようとする者は、次の表の左欄に  
掲げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日  
までに、それぞれ同表の右欄に掲げる申請書又は  
申告書を、所管する地域振興局長に提出しなければ  
ならない。

個人 事業 税	不均一の課税の措 置を受けようとする 年度の前年度の 3 月 15 日	個人事業税不均一課 税申請書(別記第 1 号様式)
法人 事業 税	不均一の課税の措 置を受けようとする	法人事業税不均一課 税申告書(中間、確

			税	る事業年度の申告書の提出期限	定、修正)(別記第2号様式) 法人事業税不均一課税申告書(予定)(別記第3号様式)
不動産取得税	個人にあっては課税の免除又は不均一の課税の措置を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日、法人にあっては課税の免除又は不均一の課税の措置を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する事業年度に係る事業税の申告書の提出期限	不動産取得税課税免除(不均一課税)申請書(別記第4号様式)	不動産取得税	個人にあっては不均一の課税の措置を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日、法人にあっては不均一の課税の措置を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する事業年度に係る事業税の申告書の提出期限	不動産取得税不均一課税申請書(別記第4号様式)
固定資産税	課税の免除又は不均一の課税の措置を受けようとする年度の前年度の1月31日	固定資産税課税免除(不均一課税)申請書(別記第5号様式)	固定資産税	不均一の課税の措置を受けようとする年度の前年度の1月31日	固定資産税不均一課税申請書(別記第5号様式)

2 地域振興局長は、前項の申請書の提出がされたときは、これを審査の上、課税の免除又は不均一の課税の措置の可否を決定し、その旨を書面により申請者に通知するものとする。

(承継)

第4条 合併その他の理由により、条例第1条の2の特別償却設備(不動産取得税又は固定資産税に係る場合にあつては、省令第2条第1号の特別償却設備。以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者から当該特別償却設備に係る事業を承継した者が条例第1条の2若しくは第2条に規定する不均一の課税の措置又は条例第1条の3に規定する課税の免除の措置を受けようとするときは、当該事業を承継した日から30日以内に、別記第6号様式により地域振興局長に届け出なければならない。

2 条例第2条の規定により事業税の不均一の課税の措置を受けようとする者(地域再生法(平成17年法律第24号)第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者を除く。)は、前項の申請書又は申告書に別記第6号様式による従業員の増加数に係る事業計画書を添えて所管する地域振興局長に提出しなければならない。

3 地域振興局長は、第1項の申請書の提出がされたときは、これを審査の上、不均一の課税の措置の可否を決定し、その旨を書面により申請者に通知するものとする。

(承継)

第4条 合併その他の理由により、条例第2条第1号の特別償却設備(不動産取得税又は固定資産税に係る場合にあつては、省令第2条第1号の特別償却設備。以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者から当該特別償却設備に係る事業を承継した者が条例第2条に規定する不均一の課税の措置を受けようとするときは、当該事業を承継した日から30日以内に、別記第7号様式により地域振興局長に届け出なければならない。

**第 3 号様式** (第 3 条関係)

個人事業税課税免除 (不均一課税) 申請書

(略)	
従業者数	(略)
	課税免除又は不均一課税の適用部分
(略)	

新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則第 3 条第 1 項の規定により、個人事業税の課税の免除 (不均一の課税)を申請します。

(略)

**第 4 号様式** (第 3 条関係)

不動産取得税課税免除 (不均一課税) 申請書

(略)
課税免除又は不均一課税を受けようとする不動産
(略)

新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則第 3 条第 1 項の規定により、不動産取得税の課税の免除 (不均一の課税)を申請します。

(略)

**第 5 号様式** (第 3 条関係)

固定資産税課税免除 (不均一課税) 申請書

(略)	
課税の免除又は不均一の課税を受けようとする大規模償却資産	(略)

新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則第 3 条第 1 項の規定により、固定資産税の課税の免除 (不均一の課税)を申請します。

(略)

**別記**

**第 1 号様式** (第 3 条関係)

個人事業税不均一課税申請書

(略)	
従業者数	(略)
	不均一課税の適用部分
(略)	

新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則第 3 条第 1 項の規定により、個人事業税の不均一の課税を申請します。

(略)

**第 2 号様式** (第 3 条関係)

(略)

**第 3 号様式** (第 3 条関係)

(略)

**第 4 号様式** (第 3 条関係)

不動産取得税不均一課税申請書

(略)
不均一課税を受けようとする不動産
(略)

新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則第 3 条第 1 項の規定により、不動産取得税の不均一の課税を申請します。

(略)

**第 5 号様式** (第 3 条関係)

固定資産税不均一課税申請書

(略)	
不均一の課税を受けようとする大規模償却資産	(略)

新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則第 3 条第 1 項の規定により、固定資産税の不均一の課税を申請します。

(略)

<p><b>第6号様式</b> (略)</p>	<p><b>第6号様式</b> (第3条関係) 従業員増加数に係る事業計画書 (略)</p> <p><b>第7号様式</b> (略)</p>
-------------------------	--

第2条 新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。  
附則の次に次の2様式を加える。

別記

第1号様式(第3条関係)

付 受印		整理番号	※			管理番号	※				
		※ 処理事項	発信年月日		確認欄			精査 検算	台帳 登載		
			通信日付印	確認印			担当				
年	月	日									
地域振興局長 様	所在地				資本金又は 出資金の額	円					
	法人名				従業者数	人					
	代表者 氏名印				この申告に 係及び担当者 氏名印	係 ④					
	経理責任者 氏名印				電話番号						
法人県民税不均一課税 申告書 (中間確定修正) 法人事業税課税免除(不均一課税) 年 月 日から 年 月 日までの事業年度分又は連結事業年度分											
県 民 税 (注)	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額				(ア)	円					
	2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額				(イ)	円					
	法人税割額(ア)又は(イ)×( /100)				(ウ)	円					
	既に納付の確定した当期分の法人税割額				(エ)	円					
	この申告により納付すべき法人税割額				(ウ) - (エ)	円					
事 業 税	新潟県分の所得金額の総額			円	新潟県分の収入金額の総額			円			
	摘 要	新潟県産業拠点強化を促進するための 県税の特例に関する条例			その他の部分			納付すべき 税額 (オ)+(カ)			
		課税免除又は不均一課税適用部分の課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額				
	所 得 割	年400万円以下の金額									
		年400万円を超え年800万円以下の金額									
		年800万円を超える金額									
		合計									
		軽減税率不適用法人の金額									
	税	付加価値割									
		資本金割									
		収入割									
		事業税額計			(オ)			(カ)	(キ)		
既に納付の確定した当期分の事業税額								(ク)			
この申告により納付すべき事業税額								(キ)-(ク)			
課税免除又は不均一課税の適用年度			第 年度	事業の用に供した日			年 月 日				

(注) 印欄は、次のいずれかに該当する法人のみ記入すること。

- 1 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人及び保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社
- 2 法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額(2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては分割前の総額)が、年1,000万円を超える法人

(表)

注 1 この申告書は、新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例の課税免除又は不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第6号様式による申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。

## 2 記入上の注意

- (1) ※印欄は、記入することを要しないこと。
- (2) 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄又は「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄は、非分割法人にあっては地方税法（昭和25年法律第226号）の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあっては同法第57条第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式の課税標準と一致するものであること。
- (3) 「既に納付の確定した当期分の法人税割額」欄の税額は、この申告書を提出する日の前日までに納付した税額及び納付すべきことが確定した税額を記入すること。
- (4) 「新潟県分の所得金額の総額」欄及び「新潟県分の収入金額の総額」欄は、非分割法人にあっては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあっては同法第72条の48第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式の課税標準と一致するものであること。
- (5) 「新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例」の「課税免除又は不均一課税適用部分の課税標準」欄及び「その他の部分」の「課税標準」欄は、それぞれ付表の④、⑤欄の課税標準を移記すること。
- (6) 「既に納付の確定した当期分の事業税額」欄の税額は、この申告書を提出する日の前日までに納付した税額及び納付すべきことが確定した税額を記入すること。

## 3 添付書類

- (1) 特別償却設備を取得したことを明らかにする次の書類
  - ア 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第31号に規定する確定申告書の写し
  - イ 法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）別表16(1)又は(2)の写し
  - ウ 特別償却設備の取得価額の合計額を証する書類
- (2) その他地域振興局長が必要と認める書類

(裏)

付表

法人事業税の課税標準の分割に関する明細書

		事業年度	・	・	法人名								
区 分	事業の用に供した日	固定資産の価額、軌道延長又は従業者数	所得割又は収入割										
			年400万円以下の金額			年400万円を超え年800万円以下の金額			年800万円を超える金額又は軽減税率不適用法人の金額若しくは収入金額			計	
			課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	課税標準	税額
総 額	①	/	円		円	円		円	円	円		円	円
課税免除又は不均一課税の適用部分	②	年 月 日											
	③	年 月 日											
	小 計	④	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
その他の部分	⑤	/											
合 計	⑥	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
備 考													

注 この付表は、地方税法の規定によって算出された課税標準を、新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例による課税免除又は不均一課税の適用部分とその他の部分とに分割するときに作成するものとし、申告書に添付して2部提出すること。

(表)

## 記入上の注意

- 1 所得を課税標準とする事業と収入金額を課税標準とする事業を併せ行う法人については、所得を課税標準とする事業に係る部分と収入金額を課税標準とする事業に係る部分とを別葉に記載すること。
- 2 ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」欄（㉗欄を除く。）又は「収入割」欄（㉘欄を除く。）の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。
- 3 ②及び③欄には、課税免除又は不均一課税の適用を受ける設備の名称を記入すること。
- 4 ②、③及び⑤欄の課税標準は、①欄の課税標準を「固定資産の価額、軌道延長又は従業者数」欄の固定資産の価額、軌道延長又は従業者数によってあん分して記入すること。この場合において、その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てること。
- 5 税額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

(裏)

第 2 号 様 式 (第 3 条 関 係)

付 受 ○ 印		整理番号 ※		管理番号 ※				
		※ 処 理 事 項	発 信 年 月 日		確 認 欄			
			通信日付印	確認印		担当		
年 月 日								
年 月 日  地域振興局長 様	所在地			資 本 金 又 は 出 資 金 の 額	円			
	法 人 名			従 業 者 数	人			
	代 表 者 氏 名 印	㊟		この申告に応答する係及び担当者氏名印	係 ㊟			
	経 理 責 任 者 氏 名 印	㊟		電 話 番 号				
法人県民税不均一課税 申告書 (予定) 法人事業税課税免除 (不均一課税) 年 月 日から 年 月 日まで の事業年度分又は連結事業年度分								
この申告の期間	前事業年度又は前連結事業年度の期間	前事業年度又は前連結事業年度の県民税額 (法人税割額) (注)	納付すべき県民税額 (法人税割額) (注)	前事業年度の事業税額	納付すべき事業税額			
年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	円	円	円	円			
前事業年度又は前連結事業年度の県民税 (法人税割) 及び事業税の明細書								
県 民 税 (注)	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額			(ア)	円			
	2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額			(イ)	円			
	法人税割額 (ア) 又は (イ) × ( /100)				円			
事 業 税	摘 要	新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例		そ の 他 の 部 分			合計事業税額 (ウ) + (エ)	
		課税免除又は不均一課税適用部分の課税標準	税率	税 額	課税標準	税率		税 額
	所 得 割	年 400 万 円 以 下 の 金 額						
		年 400 万 円 を 超 え 年 800 万 円 以 下 の 金 額						
		年 800 万 円 を 超 え る 金 額						
		合 計						
		軽減税率不適用法人の金額						
	税	付 加 価 値 割						
		資 本 割						
		収 入 割						
事業税額計				(ウ)		(エ)	(オ)	

(注) 印欄は、次のいずれかに該当する法人のみ記入すること。

- 1 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社
- 2 法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 (2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては分割前の総額) が、年1,000万円を超える法人 (表)

注 1 この申告書は、新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例の課税免除又は不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第7号様式による予定申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。

2 記入上の注意

- (1) ※印欄は、記入することを要しないこと。
- (2) 「納付すべき県民税額（法人税割額）」欄には、地方税法第53条第1項又は第2項の規定によって算出した県民税法人税割額を記入すること。
- (3) 「納付すべき事業税額」欄には、地方税法第72条の26第1項から第4項まで、第6項及び第7項の規定によって算出した事業税額を記入すること。

(裏)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。